

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(静岡県指定 第2271200046号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の体制 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. サービスの利用に関する留意事項 .....	5
7. 苦情の受付について .....	6

i. 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 富岳会
- (2) 法人所在地 静岡県御殿場市神山1925番地の1148
- (3) 電話番号 0550-87-0167
- (4) 代表者氏名 理事長 山内 剛
- (5) 設立年月 昭和45年6月19日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護者が保健・医療・福祉サービスを適正に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の供与を行う。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所富岳リリーフセンター

平成11年8月1日指定 静岡県2271200046号

- (4) 事業所の所在地 静岡県御殿場市神山1925番地の1193
- (5) 電話番号 0550-87-5550
- (6) 管理者 氏名 野本 保江
- (7) 開設年月 平成6年4月1日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 御殿場市・裾野市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日【日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）は休業，祝日及び土曜日は休業することもあります】
受付時間	8時～17時（緊急時は電話での連絡が可能です）
サービス提供時間帯	8時～17時

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※担当できる利用者の数は、介護支援専門員1名あたり45件未満とします。

(介護保険法〔人員に関する基準〕第2条による。) R04.10.1付

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者 (主任介護支援専門員)	1名		1名	1名	事業所の管理
2. 介護支援専門員	1名		1名	1名	サービス計画の作成等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご

契約者の利用料負担はありません。

b. (1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）\*

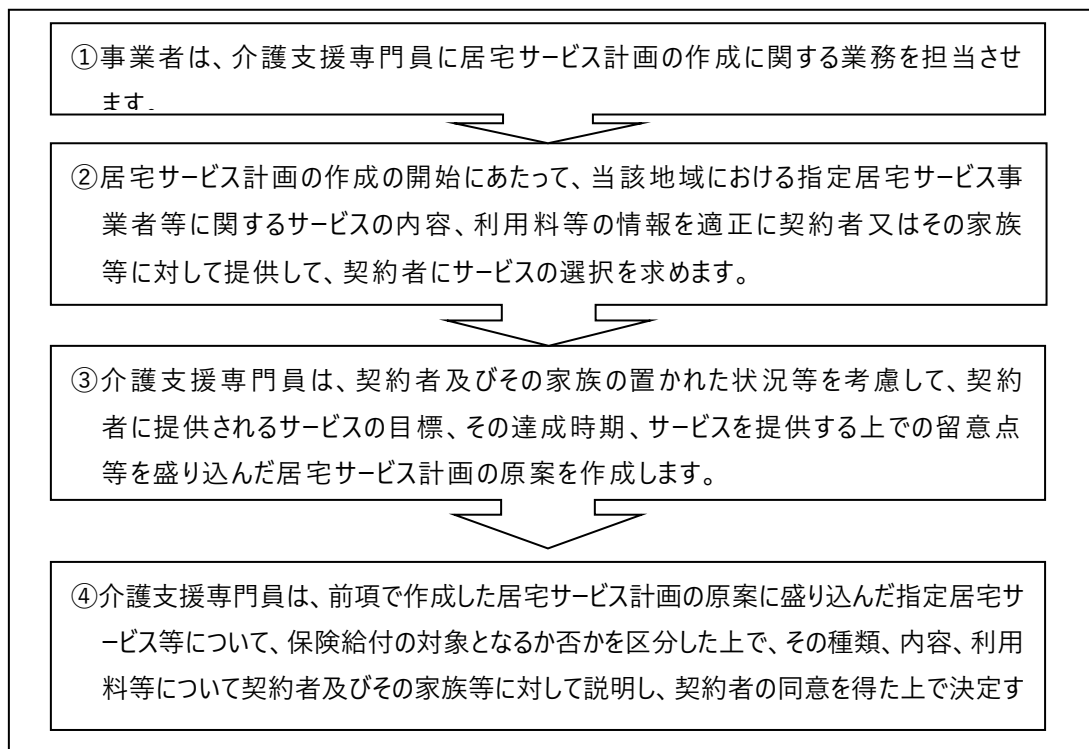
<サービスの内容>

i. ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、

居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成し、同意する旨の文書に署名を受けます。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



ii. ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・厚生労働省が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合、その妥当性を検証し、ケ

アプランを市町村に届け出ます。

iii. ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

iv. ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤主治医の医師への照会及び情報伝達

ご契約者が医療系サービスの利用を希望された場合、主治医の医師の意見を求めケアプランを交付します。また、居宅サービス事業所より伝達された口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した状態等について、主治医等に必要な情報伝達を行います。

⑥入院時の情報提供（ご契約者様への依頼）

ご契約者が病院又は診療所に入院する必要がある場合、担当の介護支援専門員の氏名等についてご契約者本人またはその家族より入院先医療機関に情報提供をして頂きます。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はあり

ません。

(I) 但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

- ① 居宅介護支援費(I) 要介護1・2 1086単位 要介護3・4・5 1411単位
- ② 居宅介護支援費(II) 要介護1・2 544単位 要介護3・4・5 704単位
- ③ 居宅介護支援費(III) 要介護1・2 326単位 要介護3・4・5 422単位
- ④ 初回加算 (I) 1月につき300単位
- ⑤ 運営基準減算 所定単位数の50% 2ヶ月以上継続の場合所定単位数は算定しない
- ⑥ 特定事業所集中減算 1月につき200単位減算
- ⑦ 入院時情報連携加算 (I) 250単位/月 (II) 200単位/月
- ⑧ 退院・退所加算 (I) イ 450単位、ロ 600単位  
(II) イ 600単位、ロ 750単位 (III) 900単位
- ⑨ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/回
- ⑩ ターミナルケアマネジメント加算 400単位
- ⑪ 通院時情報連携加算 50単位

⑫ 特定事業所加算 (A) 114 単位

\* 尚当地区の地域区分は7級地となり上記単位数に10.21を乗じた金額になります

c. (2) 交通費 (契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、通常の事業実施地域境界からサービス提供先までに要した交通費の実費をいただきます。

自動車の実費額

= 通常の事業の実施地域の境界からサービス提供先までの距離 (往復 km) ÷ 10 × 100 円

d. (3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み

沼津信用金庫富士岡支店	普通預金	988448
社会福祉法人 富岳会	理事長	山内 剛

前記 (2) の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

e. (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替 (契約書第7条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

f. ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) サービス開始時における同一事業所の割合説明

サービス開始時に、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各事業所における提供回数のうち、同一事業所によって提供された割合を別紙資料にて説明します。

## 7. 緊急時・事故発生時の対応（契約書第12条参照）

事業者は当事業所のサービス提供による事故が発生した場合、及び緊急事態に遭遇した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

## 8. 虐待防止の対応（契約書第14条参照）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じます。

## 9. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

### g. (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

苦情受付担当者・・大野 正雄

苦情解決責任者・・東海 養一

受付時間・・・・ 8：00～17：00

電話番号・・・・ 0550-87-5550

#### 苦情受付基本手順

①苦情の受付 ②苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告 ④苦情解決に向けた対応の実行 ⑤原因究明 ⑥再発防止改善の措置 ⑦苦情解決責任者への最終報告

また、苦情受付ボックスを受付・テイルームに設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付

御殿場市役所長寿福祉課	所在地 御殿場市萩原483 電話番号 0550(82)4134 受付時間 8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
裾野市役所介護福祉課	所在地 裾野市佐野1059 電話番号 055(995)1821 受付時間 8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
国民健康保険団体連合会 事業部介護苦情相談	所在地 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054(253)5590 受付時間 8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)
静岡県社会福祉協議会	所在地 静岡市葵区駿府町1-70 電話番号 054(254)5248 受付時間 8:30～17:15 (土日祝祭日を除く)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 富岳リリーフセンター

説明者職名 介護支援専門員

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住 所

氏 名

代理人住 所

氏 名

(続柄 )

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ④個人情報の取扱いについては、厚生労働省の定める福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドラインに添って行ないます。

### 2. 損害賠償について（契約書第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこ

のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 17 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立・要支援と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

h. （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

i. （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じ

させた場合

- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合